

中央公園・都市公園仕様書関係

(水とみどり課)

- ・ 中央公園管理棟清掃機械警備業務委託仕様書
同上清掃業務実施要領
- ・ 中央公園管理棟自家用電気施設保安管理業務委託仕様書
- ・ 中央公園時計塔保守点検整備業務委託契約書
- ・ 中央公園管理棟消防用設備保守点検業務委託契約書
- ・ 中央公園プール循環ろ過送致保守点検業務委託仕様書
- ・ 中央公園プール清掃業務委託仕様書
- ・ 中央公園管理棟飲料用貯水槽清掃消毒業務委託契約書
- ・ 岸和田市立臨海会館警備業務委託仕様書
- ・ 浜工業公園管理棟消防用設備保守点検業務委託契約書
- ・ 浜工業公園管理棟電気施設自主点検業務委託仕様書
- ・ 南公園小体育館消防用設備保守点検業務委託契約書
- ・ 南公園小体育館電気施設自主点検業務委託仕様書
- ・ 南公園小体育館管理業務委託仕様書
- ・ 公園等維持保全業務委託契約書
- ・ 中央公園駐車場管理業務委託仕様書

O

O

岸和田市中央公園管理棟清掃機械警備業務委託仕様書

岸和田市中央公園管理棟清掃機械警備業務は、この岸和田市中央公園管理棟清掃機械警備業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に従って実施するものとする。なお、この仕様書に示されていない事項で軽微な業務については、XXXXXXXXXXXX（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）双方の協議によって契約金額の範囲内で実施するものとする。

A. 基本事項

1. 業務対象施設

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| (1) 所在地 | 岸和田市西之内町 42 番 35 号 岸和田市中央公園管理棟 |
| (2) 構造 | 鉄筋コンクリート造 地上 2 階建 |
| (3) 建物延面積 | 1,534.318 m ² |

2. 委託業務内容

- (1) 機械警備保安業務
- (2) 清掃業務
 - ① 日常清掃業務
 - ② 定期清掃業務

3. 委託期間

平成 ■ 年 ■ 月 ■ 日から平成 ■ 年 ■ 月 ■ 日まで

4. 従事者の配置等

乙は、上記 2 に掲げる業務に従事する従事者間の応援体制を敷き、円滑な業務運営に努めること。

5. 業務上の遵守事項

- (1) 業務はこの仕様書のほか、業務実施要領に従い実施すること。
- (2) 業務状態が仕様書に示すものに適合していないと甲の監督員が認めたときは、甲はその業務の手直しを命ずることができる。この場合における費用は乙の負担とする。
- (3) 甲は、乙の従事者が業務の履行に関し著しく不適当と認められるときは、乙に対しその理由を明らかにして従事者の交替を求めることができる。
- (4) 従事者は、業務中一定の衣服、名札を乙の負担により着用すること。
- (5) 従事者に対する安全管理は、全て乙の責任において行うこと。
- (6) 従事者は、業務中における事故については常に注意し、不慮の災害等発生を防止するよう努めること。
- (7) 従事者の交替については新任教育を十分に行い、以後の業務に支障をきたさないよう万全な措置を講じること。
- (8) 従事者は、甲が実施する消防訓練その他施設運営上必要な訓練行事に参加するものとする。
- (9) 仕様書に示されていない事項でも、各関係法令に規定されたもの又は、運営管理上当然必要と思われるものについては、委託業務範囲内に含まれる。

6. 実施業務の報告

- (1) 乙は、実施した業務について、毎日又は業務の内容により実施の都度、甲に報告し確認を受けること。
- (2) 甲は、必要に応じ、業務に関する調査及び報告を乙に求めることができる。

7. 災害時等の臨機の措置

- (1) 災害発生に伴う重大な危険が認められる場合は、直ちに必要な措置を講じると共に、甲の施設管理担当者に連絡すること。
- (2) 風水雪害等の気象情報に基づき甲から非常召集の要請があった場合は、直ちに参集し、甲の指定する者の指示に従うこと。なお、この場合における経費については甲負担とし、双方の協議により金額を決める。
- (3) 風水雪害等の自然災害等により中央公園管理棟が避難所として開設された場合には、開設された避難所の管理運営に関し、必要な協力を行うものとする。

8. 第三者による実施

- (1) 乙は、この業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、その一部について、事前に甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (2) 乙が、甲に対して、業務の一部の再委託の承諾を得ようとする場合においては、委託する業務の内容、予定する受託事業者又は請負事業者の名称その他必要な事項を明らかにして、事前に甲の承諾を得るものとする。
- (3) 乙は、この業務の一部について第三者に委託し又は請け負わせる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用は、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担する。

B. 機械警備保安業務

1. 警備保安対象施設

警備保安対象施設は、A. 基本事項の 1. 業務対象施設に掲げた施設とする。

2. 目的

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）等に基づき、警備業務対象施設における火災、盗難及び破壊行為等のあらゆる事故の発生を警戒し、防止することにより、当該施設の保全と安全を確保することを目的とする。

3. 警備方式

警備業務対象施設の警備業務を機械警備により行うものとする。

※機械警備業務とは、警備業法第 2 条第 5 項に定義されるもので、警備業務対象施設に設置した警備業務用機械装置が感知した信号を、受託者の基地局（機械警備業務に係る受信機器の設置された警備業務対象施設以外の施設）に設置する受信機器へ送信し、その受信機器の表示により、警備員が警備業務対象施設へ急行し、警備業務に当たることをいう。

4.警備時間

警備業務用機械装置の作動開始時刻から作動解除時刻までとする。ただし、火災信号監視については、24 時間とする。

5.業務の内容

- (1) 不審者、不法行為者の早期発見と措置
- (2) 警備業務対象施設の異常発見、通報および緊急措置
- (3) 火災の早期発見と初期消火の対処
- (4) 盗難の早期発見と阻止
- (5) 警備業務用機械装置の正常動作確認、監視および異常発報時の措置
- (6) 警備業務用機械装置の点検、操作
- (7) その他不測事態の防止と阻止
- (8) 異常事態の確認と対応（異常事態には、自動火災報知設備発報信号、消火栓ポンプ呼水槽の満減水警報等各種警報を含む）
- (9) その他甲の要請事項

6.警備業務用機械装置（以下「警備装置」）

上記 4.及び 5.が確実に実施できるものとし、次の仕様を満たすものであること。

- (1) 警備装置は乙の所有に属し、当該装置の維持管理費及び保守点検費用は乙の負担とする。
- (2) 設置する警備装置の運用（警備の開始、解除）においては、偽造・模倣を困難にするため専用磁気カード等を利用するものとし、また、万一紛失した場合、該当カードの登録のみの抹消処理が滞滞なくできること。
- (3) 常時、電話回線切断異常を検知できる断線監視機能を有すること。
- (4) 警備業務対象施設内への侵入は、室内に設置された各種センサーにより検出し、主装置にて受信し、主装置より電話回線を利用して警備本部へ送信すること。受信した警備本部は、機動隊等を現場へ派遣し、物件の異常事態に的確に対処させること。また、状況に応じて関係機関へ通報も行うこと。
- (5) 警備装置自体に異常等が発生した場合は、その異常等の信号を送信可能なものとし、速やかに警備装置の交換等対応可能とすること。また、配線の断線・短絡が発生しても同様に異常等の信号を送信が可能であること。
- (6) 夜間警備警戒（警備開始）忘れに対応できる機能を有すること。
- (7) 警備業務対象施設の機械警備情報を自動的にコンピュータ等に記録・保存でき、必要時に提出報告が可能であること。
- (8) 警備業務対象施設に設置された警備装置は、発生した異常事態を警備本部に自動通報するものとし、その際、異常を検知したセンサー等を特定できるものとする。
- (9) 警備装置の設置については、警備業務対象施設に設置してある自動火災報知設備と連携を図ること。

7.警備体制

警備業法第 43 条（即応体制の整備）に基づき、発報受信から 25 分以内に警備員を警備業務対象施設に到着させることができ、かつ、他の施設と発報が重複した際にも同様に対応できる警備体制が整備されていること。

8.事故発生時における処置

警報受信機器により、異常事態が発生したことを感知したときは、発報受信から25分以内に警備業務対象施設に機動隊を急行させ、被害の拡大防止にあたること。機動隊は異常事態を確認後、関係機関へ通報、連絡すること。なお、異常事態は各種警報を含むものとする。(自動火災報知設備発報信号等)異常事態の対処時に、受託者は、その都度状況結果報告書を提出するものとする。

9.鍵の管理

預託された鍵の管理は厳重に行わなければならない。紛失又は破損した場合、甲に報告し、原状回復の負担をするものとする。

10.警備報告

警備実施事項(機械警備における毎日の警備開始、解除時間及び非常通報を含む警備上の異常の有無を記載したもの)を毎月1回甲に報告すること。

11.警備業務用機械装置・配線等の設置及び契約期間終了後の撤去は、乙の責任、負担において行うこと。

12.警備業務用機械装置を入れ替える場合、当該装置を入れ替えるまでの間は、乙の責任において機械警備に代わる人的警備(夜間巡回、常駐等)等を実施するものとする。

13.損害賠償

乙の故意または重大な過失により、甲、第三者及び工作物その他備品に損害を与えた場合は、乙の責任においてその損害を賠償すること。

14.業務の引継ぎ

受託業務の解除または終了に伴い次期業務受託者が決定されたときは、乙の責任により次期業務受託者が円滑かつ支障なく業務が遂行できるよう、乙が必要と認める期間において良心的に受託業務の引継ぎを漏れなく行うとともに必要な資料等をすべて提供するものとする。

C.清掃業務

1.清掃対象施設

清掃施設は、A.基本事項の1.業務対象施設に掲げた施設とする。

2.目的

岸和田市中央公園管理棟(以下「管理棟」という。)の合理的かつ適切な清掃を受託者に委託することにより、管理棟を常に最適な環境状態に保つとともに、管理棟の美観を長期にわたり維持することを目的とする。

3.従事者の確保等

(1) 従事者は、業務要領及び清掃器具の使用等必要な訓練を充分行い、業務中における事故並びに建物及び備品等の損害防止に注意する。

- (2) 従事者は、管理棟に午前8時から正午までの間1名以上常駐させるとともに、次に掲げる日常清掃、定期清掃に支障をきたさない人員を確保すること。また、従事者が休務の場合は、代務者を立てること。

4.業務の内容及び時間等

- (1) 業務の内容は、この仕様書（別添業務要領等含む）に示すところにより実施するものとする。
- (2) 日常清掃業務は、土・日・祝及び12月29日～1月3日を除き毎日実施し、作業時間は、午前8時から正午迄とする。管理棟利用者が平常利用する各部屋の清掃については、午前9時迄に済ませるものとする。ただし、管理棟業務及び管理棟利用者に支障を来たさないときは、この限りでない。
- (3) 定期清掃は、勤務時間外に実施するものとする。ただし、管理棟業務及び利用者に支障を来たさない範囲で開館日に実施することが出来る。

5.清掃業務上の条件

- (1) 清掃業務に要する機材器具及び消耗品の経費は一切、乙の負担とする。
- (2) 業務実施が仕様書に示すものに適合していないと監督員が認めたときは、甲はその業務の手直しを命ずることができる。この場合における費用は乙の負担とする。
- (3) 清掃に使用する材料は清掃部分の材質に適した品質良好なものを使用すること。
- (4) 業務実施中は特に火災防止に留意し、引火性ガソリン、ベンジン等の使用は絶対にしないこと。便所の石鹼液（手洗用）トイレトペーパー及び脱臭液は、甲の負担とする。
- (5) 塵芥は毎日所定の場所に分別し、搬出すること。
- (6) 清掃日誌を作成し、速やかに甲に報告すること。
- (7) 業務実施中における火災等の事故については、常に注意し、不慮の災害等発生を防止するよう努めること。
- (8) 従事者は、業務中一定の衣服、防止、名札を乙の負担により着用すること。

D.その他

この仕様書に定めのない事項については、甲と乙がその都度協議の上、決定するものとする。



清 掃 業 務 実 施 要 領

1. 日常清掃業務

建物・玄関・ロビー・階段・廊下・湯沸室・事務室・便所等について容易に動かせるものは、丁寧に移動し、次の要領にて美化に努めるものとする。

作業場所	作業内容
玄関 ロビー 階段 おどり場 廊下	・廊下は、1日に一通り床面を拭き、清掃を行う。(1日1回) ・階段は拭き掃除後、手すり等は雑巾掛けを行う。(1日1回)
事務室 医務室	・床面拭き掃除。(1日1回) ・屑籠の処理。(1日1回)
湯沸室	・床面拭き及び流し台水洗い。(1日1回) ・茶殻処理・戸棚・器具の手入れ。(1日1回)
便所	・便器・洗面器及び流し場は洗剤を用いて入念に清掃を行う。(1日1回) ・便器排水口の通りをよくする。(1日1回) ・便所隔壁扉を水拭きするほか、汚染箇所は洗剤を用いて丁寧に拭きとる。 ・鏡は石鹼水で拭き、その後研磨する。(1日1回) ・床面のタイル及び化粧棚は常に水拭きし、臭気や汚れのないようにする。 ・床面拭き。(1日1回) ・洗面器・便器の水洗い。(1日1回) ・腰壁仕切ドア雑巾掛け。(1日1回) ・汚物処理。(1日1回) ・トイレットペーパーの補充。(1日1回)
多目的室 講習室 会議室 更衣室	・床面拭き掃除。 ・屑籠の処理。 ・机の雑巾掛け。 (いずれも前日に利用のあった時)
冷暖房用フィルター 換気装置	・表面の埃を除去し、汚れに応じて洗剤で清掃する。 (随時)

2. 定期清掃Ⅰ

窓ガラス・塩ビシート床面の定期清掃作業は、移動できる備品等は移動させて次により行う。

作業場所	作業内容
窓ガラス	・窓ガラスはガラス磨き液で汚れを取った後、柔らかい布で空拭きして仕上げる。(年1回)
塩ビシート床面	・床面ワックス塗布仕上げ。(年1回)

3. 定期清掃Ⅱ

プール業務終了後、男子ロッカー室・女子ロッカー室・通路及びプール入場口の床面並び排水溝を次の要領により清掃を行う。

作業場所	作業内容
男子ロッカー室 女子ロッカー室 各ロッカー通路 プール入場口	・床面及び排水溝を洗剤散布のうえ清掃を行う。 プール営業終了後(年1回)

O

O

委託業務仕様書

- 委託名 中央公園管理棟自家用電気施設保安管理業務
- 委託場所 岸和田市西之内町42番35号
- 対象物 中央公園管理棟、プール、会議室の電気施設
- 需要設備の概要

受 電 設 備	
受 電 電 圧	6.6kV
受 電 電 力	165kW
受電設備容量	250kVA

上記の自家用電気施設について、電気事業法施行規則 52 条第 2 項の規定による工事、維持および運用に関する保安管理業務に関する委託の内容について規定する。

1 届出

- ① 現場代理人は、電気事業法、および施行令、施行規則に規定する工事、維持および運用に関する保安管理業務者（不選任の電気主任技術者）として、[] に代わり経済産業省に届出し、その責務を負う。
- ② [] と協議の上、保安規定を作成し届出を行う。
- ③ 工事、改修等により各種届出が必要なときは、その届出を行う。

2 保安業務

- ① 保安規定に基づき、点検、記録、小修理を行い、設備の保全にあたる。
- ② 保安規定ならびに法令に基づく検査受検の際は、保安管理業務者（電気主任技術者）として立会い、その責務を負うこと。
- ③ 年1回精密点検を行うほか、月1回以上保安規定に従い、設備の点検を行うこと。
- ④ 当該施設に関連する改修工事が行われる際、委託管理担当者の要請に従い、随時立会、助言を行うこと。

3 安全に対する配慮

- ① 作業を行う際、現場代理人は委託管理担当者を交えて作業従事者と十分に打ち合わせを行い、安全対策を施した上、安全に留意して作業を進める。
- ② 現場代理人は、作業員および下請負者に対し、事故を未然に防ぐための安全教育を適宜実施すること。

4 異常発生時の措置

- ① 自家用電気施設に事故、その他異常が発生したとき、または発生する恐れがあるときは、その内容を速やかに現場代理人、委託管理担当者は相互に連絡しあう。
- ② この場合、現場代理人は、直ちに適切な処置を行い事故の回復に努めるとともに、関係諸官庁、電気事業者等に通知連絡し、保安管理者の責務を負うとともに二次災害の防止に努める。

5 業務の代行

- ① 現場代理人が、病気等のやむおえない事故により、一時的に業務の遂行に支障があるときは、保安管理者としての業務を、契約者の従業員または契約者の所属する電気管理技術者協会等に一時的に代行させることができる。
- ② ただし代行者は、当該設備の管理に要する資格を所持していること。
- ③ 代行させる場合は、その旨を書面にて [] に通知し、その承諾を得

ること。

- ④ 代行が長期にわたる場合または長期になることが予測される場合は、これを認めない。この場合、契約書に基づき契約を解除する。

6 損害賠償等

- ① 受託者は、業務上の過失による事故・損害に対し、[REDACTED]に対しその損害を賠償する責務を負い、補填するための保険に加入すること。
- ② 受託者は、現場代理人および従業員、下請負人等に対し、十分な災害補償を行う義務を有し、保険に加入し、事故に備えること。

中央公園時計塔保守点検整備業務委託契約書

（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは中央公園時計塔保守点検整備業務に関し次の通り契約を締結する。

（目的物件）

第1条 甲が設置し、乙が保守点検整備を行う時計は次のとおりとする。

- （1）物件 精工社製3面内照付ロータリーバーデジタル時計及び付属品一式
- （2）設置場所 岸和田市西之内町42番35号
中央公園時計塔

（定期保守点検）

第2条 乙は、前条記載の時計の機能保持のため、年度内2回定期保守点検整備を実施するものとする。

（故障修理）

第3条 不時の故障に際し甲より連絡のあった場合は、乙は直ちに乙の技術職員を派遣し迅速に修理を実施するものとする。

- 2 乙は、修理に際し部品取替、オーバーホール施工の必要を認めた場合は、予め甲にその旨申し出て甲の了解を得て施工するものとする。

（契約期間・回数）

第4条 この契約の期間及び点検の回数は、次の通りとする。

契約締結日から平成 年 月 日

2回（期日は、双方協議の上決定する。）

（保守点検整備委託料）

第5条 甲は、前条の保守点検整備委託料として

金 円（消費税及び地方消費税額 金 円を含む）を乙に支払うものとする。

2 第3条記載の故障修理整備のための乙の派遣する技術職員の交通費、日当、技術料等は、乙に於いて負担し部品代金、オーバーホール施工の実費は別途甲乙協議のうえ、甲の負担とする。

(料 金 の 支 払)

第6条 甲は、保守点検終了後、年1回乙の提出する請求書により平成 年 月末日迄に乙に支払うものとし、前条第2項記載の部品代金、オーバーホール施工費は、乙の請求によりその都度支払うものとする。

(報 告)

第7条 乙は、第2条及び第3条記載の作業実施後速やかに所定の用紙により報告書を甲に提出するものとする。

(権利、義務の譲渡及び承継の禁止)

第8条 この契約により生じる権利、また義務は第三者に譲渡し若しくは承継させてはならない。

(機 密 の 保 持)

第9条 乙は、この契約に基づく作業を履行するに当たり知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、他の目的に利用してはならない。

(契 約 の 解 除)

第10条 甲は、乙がこの契約を履行しないときは、いつでもこの契約を解除することができるものとし、この場合乙に損害が生じても乙の負担とする。

(損 害 賠 償)

第11条 業務の履行に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)は、乙の負担とする。

(遅 延 利 息 の 徴 収)

第12条 乙の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、甲は、乙に対して政府契約の支払遅滞防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の規定により遅滞利息の支払を請求することができる。

2 甲の責めに帰すべき事由により、甲がこの契約に基づく契約代金又は損害賠償金を指定された期間内に支払わないときは、乙は、甲に対して政府契約の支払遅滞防

止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定により遅滞利息の支払を請求することができる。

（反社会的勢力の排除）

第13条 乙は、甲に対し、本件契約時において、乙（乙が法人の場合は、代表者、役員、または実質的に経営を支配する者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、甲が前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、甲の求めに応じてその調査に協力し、これに必要と甲が判断する資料を提出しなければならない。

3 甲は、乙が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、本件契約を即時解除することができる。

4 甲が、前項の規定により、本件契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

5 本件契約を解除した場合、甲から乙に対する損害賠償請求を妨げない。

（補則）

第14条 この契約に定めのない事項または、契約条項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者（甲） 住所
氏名

[Redacted signature and stamp for Issuer (A)]

請負者（乙） 住所
氏名

[Redacted signature and stamp for Contractor (B)]

O

O

中央公園管理棟消防用設備保守点検業務委託契約書

（以下「甲」という）と（以下「乙」という）とは、中央公園管理棟消防用設備保守点検業務について、次の通り委託契約を締結する。

記

第1条 乙は設備の機能確認のため6ヶ月に1回消防設備の点検の資格を有する技術員を派遣し、消防法施行規則第31条の4第1項および第3項に定める点検を実施する。

第2条 甲は日常、設備が正規の状態にあることを注意して、万一火災その他により作動した場合、または事故を発見した場合は遅滞なく乙に通知し、乙は速やかに適切な処置をとる。

第3条 乙は点検の結果、あるいは処置の内容について別に定める様式をもって甲に報告し、甲はその内容を確認のうえ乙の提示する証明書類に捺印する。

第4条 点検期間および回数は次のとおりとする。

- (1) 契約期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- (2) 点検回数 2回（上記期間中）

第5条 委託料金は、金 円（消費税及び地方消費税額 円を含む）とし、各回作業完了後に乙の提出する請求書により支払うものとする。

内訳 1回： 円（消費税及び地方消費税額 円を含む）
 円×2回＝ 円

第6条 点検に要する材料は乙の負担とする。

ただし、次に掲げる費用は甲の負担とし、その都度別途精算する。

- (1) 点検の結果、設備の機能維持のため不備と認められる事項につき、甲の承認を得て修理、交換、補充等必要な処置を行なった場合
- (2) 甲の都合により行なう工事、または模様替えのための設備あるいは改修を必要とする場合
- (3) 第2条による処置を行なった場合
- (4) 設備や法令に定める基準に適合せず、または適合しないこととなった時これを基準に適合させるため、あるいは増設等の処置を行なった場合
- (5) その他精密検査または薬剤等の放出などは、特別の検査を行なった場合

第7条 契約期間中に社会情勢または機器の個数、その他の変更により点検料金を改訂する必要がある場合は甲、乙協議のうえ改訂できるものとする。

第8条 乙の技術員が本契約に基づいて行なう業務上の行為はすべて乙の責任とする。

第9条 乙の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、甲は、乙に対して政府契約の支払遅滞防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定により遅滞利息の支払を請求することができる。

2 甲の責めに帰すべき事由により、甲がこの契約に基づく契約代金又は損害賠償金を指定された期間内に支払わないときは、乙は、甲に対して政府契約の支払遅滞防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定により遅滞利息の支払を請求することができる。

第10条 乙は、甲に対し、本件契約時において、乙（乙が法人の場合は、代表者、役員、または実質的に経営を支配する者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、甲が前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、甲の求めに応じてその調査に協力し、これに必要と甲が判断する資料を提出しなければならない。

3 甲は、乙が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、本件契約を即時解除することができる。

4 甲が、前項の規定により、本件契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

5 本件契約を解除した場合、甲から乙に対する損害賠償請求を妨げない。

第11条 この契約に定めのない事項または、契約条項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者（甲） 住 所

氏 名

請負者（乙） 住 所

氏 名

中央公園プール循環ろ過装置保守点検業務委託仕様書

- 委託名 中央公園プール循環ろ過装置保守点検業務委託
- 委託場所 岸和田市西之内町42-35
- 点検場所 中央公園プール機械室
- 点検時期 2回(ろ過装置使用前1回、ろ過装置使用后1回)
- 点検項目及び業務内容

- ① プール循環機 点検・塗装状況
- ② 配管 点検・塗装状況
- ③ 除毛機 点検・塗装状況
- ④ 弁類 作動状況
- ⑤ ポンプモーター 水漏等点検・異常音の有無
- ⑥ 塩素滅菌機 点検・塗装状況
- ⑦ ろ過材 逆洗・洗浄状況
- ⑧ 計器類 作動状況
- ⑨ 電気系統 点検・動作の確認

O

O

中央公園プール清掃業務委託仕様書

- 委託名 中央公園プール清掃業務委託
- 委託場所 岸和田市西之内町42-35
- 業務場所 中央公園プール内（幼児・流水・50mプール）
- 委託期間 契約日から平成 年 月 日
- 業務内容

（作業の準備）

契約締結後、両者で作業の日程調整を行うこと

1. 幼児プール
2. 流水プール
3. 50mプール

（清掃前作業）

1. 作業前安全点検
2. 排水口会所枡蓋の取り外し
（幼児2ヶ所・流水4ヶ所・50m4ヶ所）
3. 起流ポンプ吸い込み口スクリーンの取外し
（流水2ヶ所）
4. ろ過吸い込み口スクリーンの取外し
（流水1ヶ所）

（清掃）

1. 高圧洗浄機・ポリッシャー等によるプール内床面、壁面及びエプロンの清掃
2. プールコート洗浄剤（大同塗料株式会社製）による手作業清掃
3. プール内清掃で出たゴミ等の収集

（その他）

1. 作業の結果不備と認められる事項については、甲の指示により速やかに処理すること
2. 本仕様書に規定されていない事項については、甲乙協議の上、規定するものとする

O

O

中央公園管理棟飲料用貯水槽清掃消毒業務委託契約書

（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは岸和田市中央公園管理棟飲料用貯水槽清掃消毒業務に関し次のとおり契約を締結する。

（対象物件）

- 第1条 （1）物 件 中央公園管理棟の受水槽及び高架水槽一式
（2）設置場所 岸和田市西之内町42番35号

（契約期間）

- 第2条 この契約の期間及び回数は、次のとおりとする。
契約日から平成 年 月 日までとする。
実施回数1回 （日程は両者協議のうえ決定する）

（経費の負担）

- 第3条 本契約に基づく業務遂行に必要な電力、水道料は甲の負担とし、清掃等に必要な器具類は、乙の負担とする。

（委託料金、契約保証金及び支払方法）

- 第4条 契約金額は、金 円（消費税 金 円を含む）とする。
2 契約保証金
3 乙が業務を完遂し、委託料の支払請求書の提出があったとき、その業務遂行が適正と認める場合、甲の指定する方法により支払うものとする。

（権利、義務の譲渡及び承継の禁止）

- 第5条 この契約により生じる権利または、義務は、第三者に譲渡し若しくは承継させてはならない。

（機密の保持）

- 第6条 乙は、この契約に基づく作業を履行するにあたり知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、他の目的に利用してはならない。

（契約の解除等）

- 第7条 甲は、乙がこの契約を履行しないときは、いつでもこの契約を解除することができるものとし、この場合乙に損害が生じても乙の負担とする。

（損害賠償）

- 第8条 業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）は乙の負担とする。

（遅延利息の徴収）

- 第9条 乙の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定

- の期間内に支払わないときは、甲は、乙に対して政府契約の支払遅滞防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定により遅滞利息の支払を請求することができる。
- 2 甲の責めに帰すべき事由により、甲がこの契約に基づく契約代金又は損害賠償金を指定された期間内に支払わないときは、乙は、甲に対して政府契約の支払遅滞防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定により遅滞利息の支払を請求することができる。

（反社会的勢力の排除）

- 第10条 乙は、甲に対し、本件契約時において、乙（乙が法人の場合は、代表者、役員、または実質的に経営を支配する者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、甲が前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、甲の求めに応じてその調査に協力し、これに必要と甲が判断する資料を提出しなければならない。
- 3 甲は、乙が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、本件契約を即時解除することができる。
- 4 甲が、前項の規定により、本件契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。
- 5 本件契約を解除した場合、甲から乙に対する損害賠償請求を妨げない。

（補 則）

- 第11条 この契約に定めのない事項または、契約事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

以上、本契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

発注者（甲） 住 所

氏 名

請負者（乙） 住 所

氏 名

岸和田市立臨海会館警備業務委託仕様書

この仕様書は、岸和田市立臨海会館警備業務委託の内容を示すものであるが、この仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随して必要と認められる部分は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1. 警備実施方法

(1) 機械警備とする

(2) 警備実施計画は、受託者(以下「乙」という)において作成し、委託者(以下「甲」という)と協議の上、決定するものとする。

2. 警備運営上の権限

警備業務遂行のため必要な警備上の権限は、乙に付与するものとする。

3. 機械警備と運営組織

(1) 警備装置

ア. 警備対象物件で発生した異状事態については、通信回線を使用して乙の基地局へ自動的に通報する機能を有する警報装置を設置すること。

熱線センサーを使用し、センサーの作動状態を確認できる機能を有する機器(回路表示器等)ならび警備の開始/解除の操作を行うカードリーダーを設置すること。

通信回線に関してはNTTの専用回線を使用すること。

上記以外の一般回線を使用する場合は、回線断警報、通信監視システム等を備えなければならない。

カードリーダーは新しいカードの登録、及び既存カードの抹消が行える機能を有すること。

イ. 甲及び乙は、警備装置が正常正確な機能を保持するように管理しなければならない。

又、異状を発見したときは、速やかに連絡するものとする。

(2) 警備本部

警備本部は、警備担当時間中警備受信装置を間断なく監視すること。

4. 警備担当時間

警備業務を行う時間は原則として次のとおりとし自動火災報知の監視は終日とする。

警備時間(4月・9月～3月)午後5時15分から翌日午前8時45分まで・(5月～8月)午後7時15分から翌日午前7時45分までとする。

ただし、上記の日・時間について特別の事情がある場合は、当事者において事前に調整するものとする。

5. 警備要領

(1) 自動警報装置による警備は、下記の要領より開始するものとする。

各センサーの作動状態を確認する。

イ. 次に最終退出者は、設置したカードリーダーの操作を行い、特に定めた退出口を施錠した後警備を開始する。

ウ. 乙の基地局における取扱

甲の最終退出者のカードリーダーの操作により自動的に通報される開始信号を確認し警備の開始とする。

(2) 同上装置による警備終了時における取扱は、下記の要領によるものとする。

ア. 甲の最初の入館者は、入館後にカードリーダーを操作し解除にする。

イ. 乙は、最初の入館者のカードリーダーの操作により自動的に通報される解除信号を確認し、警備の終了とする。

(3) 警備実施中における甲の入館

原則として認めない。ただし、真にやむを得ない場合のみ次の要領で行うものとする。

ア. 甲の届出の緊急連絡者は、乙の警備本部へ電話により「入館者の氏名・所属・用件」を告げ乙の確認を受ける。

イ. 前項に引続き、乙に対し警備中断の申入れを行い、カードリーダーを操作した後、甲の責任において処理をする。

ウ. 甲の臨時入館中における警備は、甲の責任において実施する。

6. 異状事態発生時における処置

(1) 警報受信装置により異状事態が発生したことを感知した時は、緊急要員を速やかに急行せしめ緊急事態を確認するとともに被害の拡大防止に当たること。

(2) 警備対象物に到着した緊急要員は、異状事態を確認後本部管制室へその状況を連絡、必要に応じて関係先へ通報すること。

7. 報告書等の提出

警備実施時間中に事故が発生したときは、事故報告を提出すること。

8. 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、甲・乙相互に預託し、預託された鍵はそれぞれが厳重な取扱と保管をなすものとする。

9. 警報装置の保守点検

警備対象に設置された警報装置の機能については、定期的に保守点検を行うものとする。

10. 甲の緊急連絡者名簿の提出

(1) 甲は、乙に対しあらかじめ緊急連絡者名簿(最低2名)を提出するものとする。

(2) 緊急連絡者名簿に変更のある時は、遅滞なくその都度文書をもって通知する。

11. 協定事項

本部管制室及び関係先への連絡のため警備必要上、最小限度の電話の使用を許可する。

12. この仕様書に定めのない事項については、その都度甲・乙協議の上取り決めるものとする。

浜工業公園管理棟消防用設備保守点検業務委託契約書

（以下「甲」という）と（以下「乙」という）とは、
浜工業公園管理棟消防用設備保守点検業務について、次のとおり委託契約を締結する。

記

第 1 条 乙は設備の機能確認のため年間 2 回、消防設備等の点検の資格を有する技術員を派遣し、消防法施行規則第 31 条の 4 第 1 項および第 3 項に定める点検を実施する。

第 2 条 甲は日常、設備が正規の状態にあることを注意して、万一火災その他により作動した場合、または事故を発見した場合は遅滞なく乙に通知し、乙は速やかに適切な処置をとる。

第 3 条 乙は点検の結果、あるいは処置の内容について別に定める様式をもって甲に報告し、甲はその内容を確認のうえ乙の提示する証明書類に捺印する。

第 4 条 点検期間および回数は次のとおりとする。

- (1) 契約期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- (2) 点検回数 2 回（上記期間中）

第 5 条 委託料金は、金 円（消費税及び地方消費税額 金 円を含む）とし、各回作業完了後に乙の提出する請求書により支払うものとする。

内訳

円 × 2 回 = 円

（消費税及び地方消費税額 円を含む）

第 6 条 点検に要する材料は乙の負担とする。

ただし、次に掲げる費用は甲の負担とし、その都度別途精算する。

- (1) 点検の結果、設備の機能維持のため不備と認められる事項につき、甲の承認を得て修理、交換、補充等必要な処置を行なった場合
- (2) 甲の都合により行なう工事、または模様替えのための設備あるいは改修を必要とする場合
- (3) 第 2 条による処置を行なった場合
- (4) 設備や法令に定める基準に適合せず、または適合しないこととなった時これを基準に適合させるため、あるいは増設等の処置を行なった場合

(5) その他精密検査または薬剤等の放出などは、特別の検査を行なった場合

第 7 条 契約期間中に社会情勢または機器の個数、その他の変更により点検料金を改訂する必要がある場合は甲、乙協議のうえ改訂できるものとする。

第 8 条 乙の技術員が本契約に基づいて行なう業務上の行為はすべて乙の責任とする。

第 9 条 この契約書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者(甲) 住 所

氏 名

請負者(乙) 住 所

氏 名

業務委託内容

- 委託名 浜工業公園管理棟電気設備自主点検業務委託
- 委託場所 岸和田市地蔵浜町10
- 対象物 浜工業公園内管理棟電気設備
- 点検概要

1 受電設備引込盤

接地抵抗測定	1箇所
絶縁抵抗測定	2箇所
外観点検	1式

2 管理事務所分電盤

接地抵抗測定	1箇所
絶縁抵抗測定	33箇所
外観点検	1式

3 集会室分電盤

接地抵抗測定	1箇所
絶縁抵抗測定	10箇所
外観点検	1式



南公園小体育館消防用設備保守点検業務委託契約書

（以下「甲」という）と（以下「乙」という）とは、
南公園小体育館消防用設備保守点検業務について、次のとおり委託契約を締結する。

記

第 1 条 乙は設備の機能確認のため年間2回、消防設備等の点検の資格を有する技術員を派遣し、消防法施行規則第31条の4第1項および第3項に定める点検を実施する。

第 2 条 甲は日常、設備が正規の状態にあることを注意して、万一火災その他により作動した場合、または事故を発見した場合は遅滞なく乙に通知し、乙は速やかに適切な処置をとる。

第 3 条 乙は点検の結果、あるいは処置の内容について別に定める様式をもって甲に報告し、甲はその内容を確認のうえ乙の提示する証明書類に捺印する。

第 4 条 点検期間および回数は次のとおりとする。

（1）契約期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

（2）点検回数 2回（上記期間中）

第 5 条 委託料金は、金 円（消費税及び地方消費税額 金 円を含む）とし、各回作業完了後に乙の提出する請求書により支払うものとする。

内訳

円×2回＝ 円

（消費税及び地方消費税額 円を含む）

第 6 条 点検に要する材料は乙の負担とする。

ただし、次に掲げる費用は甲の負担とし、その都度別途精算する。

- （1）点検の結果、設備の機能維持のため不備と認められる事項につき、甲の承認を得て修理、交換、補充等必要な処置を行なった場合
- （2）甲の都合により行なう工事、または模様替えのための設備あるいは改修を必要とする場合
- （3）第2条による処置を行なった場合
- （4）設備や法令に定める基準に適合せず、または適合しないこととなった時これを基準に適合させるため、あるいは増設等の処置を行なった場合

(5) その他精密検査または薬剤等の放出などは、特別の検査を行なった場合

第 7 条 契約期間中に社会情勢または機器の個数、その他の変更により点検料金を改訂する必要が生じた場合は甲、乙協議のうえ改訂できるものとする。

第 8 条 乙の技術員が本契約に基づいて行なう業務上の行為はすべて乙の責任とする。

第 9 条 この契約書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者(甲) 住 所

氏 名

請負者(乙) 住 所

氏 名

業務委託内容

- 委託名 南公園小体育館電気設備自主点検業務委託
- 委託場所 岸和田市南上町1丁目21番30号
- 対象物 南公園小体育館電気設備
- 点検概要

- 1 受電設備引込盤
 - 接地抵抗測定 1箇所
 - 絶縁抵抗測定 2箇所
 - 外観点検 1式
- 2 電灯分電盤
 - 接地抵抗測定 1箇所
 - 絶縁抵抗測定 19箇所
 - 外観点検 1式
- 3 動力分電盤
 - 接地抵抗測定 1箇所
 - 絶縁抵抗測定 2箇所
 - 外観点検 1式

O

O

仕 様 書

1、区域 南公園小体育館全域

2、開館時間 午前9時～午後9時

3、日常業務

- (1) 南公園小体育館貸出業務
- (2) 使用方法の監督
- (3) 施設の清掃及び備品の整理
- (4) 使用後の火災防止対策等安全の確認
- (5) 定期的施設内巡回
- (6) 会館戸締りの徹底
- (7) 使用報告書の提出
- (8) 駐車場の管理（開錠、施錠及び表面管理等）
- (9) その他施設の維持、補修、保全及び管理に関し必要な事項

4、その他

と協力して業務を行う。

O

O